

2023 年度外国人観光客誘致拡大事業（バス助成）実施要綱

第1条(目的)

この事業は、海外から福井県への観光客誘致を促進するため、貸切バスを利用し福井県内へ送客する国内外の旅行事業者に対し、助成を行うことを目的とする。

第2条(助成対象)

助成の対象となる事業者は、日本国内において旅行業法および同法施行規則による旅行業の登録を受けている事業者、または日本国外において適法に旅行業を営む者であって、日本への送客が行える者とする。

なお、この助成事業に関し、公益社団法人福井県観光連盟(以下、「連盟」という。)に対する連絡が、日本語で円滑に行えること。

第3条(助成要件)

助成の対象となる旅行商品は、次の要件を満たすこと。

- (1) 訪日外国人旅行者(日本国以外の旅券を有し、「短期滞在」に該当する在留資格を有する者)を対象としたものであること。
- (2) 1回あたり、訪日外国人旅行者11人以上が参加する団体ツアーであること。なお、「11人」には日本国外の旅行会社が添乗させる外国人添乗員を含み、日本人添乗員および通訳案内士並びにバスのドライバーは含まない。日本国外の旅行会社が添乗させる外国人添乗員が2名以上いる場合は、1名だけを対象とする。
- (3) 福井県内の宿泊施設に1泊以上宿泊すること。
- (4) 福井県内の観光地または施設を2か所以上訪問すること。
- (5) 貸切バスを利用し、福井県内の観光地等を訪問すること。なお、貸切バスの事業者は、福井県外の事業者であってもよい。

第4条(助成額)

- 1 助成額はバス1台あたり25,000円に福井県内での宿泊日数を乗じた金額とする。
- 2 バスの稼働が無い日からその翌日にかけての宿泊は計算の対象としない。
- 3 前項の規定にかかわらず、旅行行程中の福井県内における最後の宿泊日の翌日に、バスを利用して福井県外へ移動する場合は、福井県内における最後の宿泊日を計算の対象とする。

第5条(助成の対象期間)

この助成の対象となるのは、2023年4月1日から2024年3月17日までに出発する旅行商品とする。

第6条(申請書の提出)

助成を希望する旅行会社は、助成申請書(様式第1号)に、旅行商品の旅程表を添えて、送客を開始する日の7日前までに連盟に提出すること。

なお、電子メールへのファイル添付による提出も可能とする。

第7条(助成の決定)

連盟は、助成申請書の内容を審査し、交付の可否を決定の上、助成の上限額を定め、申請者に通知する。なお、審査は申請の到着順に行うこととし、助成額が連盟の予算額に達した時点で申請の受付を終了する。

第8条(旅行商品の変更または中止)

申請者は、助成の通知を受けた旅行商品を変更または中止する場合、その変更または中止が生じる7日前までに変更申請書(様式第2号)を連盟に提出しなければならない。なお、電子メールへのファイル添付による提出も可能とする。

なお、旅行商品の変更が、「バス利用台数見込み」が減少する場合、および軽微な旅程の変更の場合、変更申請は不要とする。

第9条(助成の変更の決定)

第8条に基づく助成の変更申請があった場合、連盟は変更の内容を審査し、助成の決定の変更が可能な場合、変更の決定を行い申請者に通知する。

第10条(月次報告)

1 第7条による助成の決定期間が複数月に渡る場合、申請者は、送客開始月から送客終了月までの間、毎月15日までに前月の旅行商品実施状況を月次報告書(様式第3号)により連盟に報告しなければならない。なお、電子メールへのファイル添付による提出も可能とする。

2 申請者は、前項の書類とあわせて、前月の送客に係る①旅程表の写し、②宿泊と人数を証明する書類の写し、③バスの利用台数を証明する書類の写しを添付しなければならない。

なお、「宿泊と人数を証明する書類」とは、宿泊施設の責任者(支配人等)によって旅行商品名、宿泊人数および宿泊日数を確認できる書類をいい、

「バスの利用台数を証明する書類」とは、バス会社の責任者によって旅行商品名、バスの利用日および利用台数を確認できる書類をいう。

(「宿泊と人数を証明する書類」例1)

宿泊証明書の写し

旅行会社または宿泊施設が作成する、旅行商品名、宿泊日、宿泊人数が記してある一覧表に宿泊施設の証明(証明年月日、宿泊施設名、責任者名、捺印等)を付したものの。

(「宿泊と人数を証明する書類」例2)

宿泊施設の請求書または領収書の写し

宿泊施設が発行する請求書(領収書)で、旅行商品名、宿泊日、宿泊人数が確認できるもの。

(「バスの利用台数を証明する書類」例1)

運送引受書の写し

(「バスの利用台数を証明する書類」例2)

バス会社の請求書または領収書の写し

バス会社が発行する請求書(領収書)で、旅行商品名とバスの台数が確認できるもの。

第11条(実績報告および交付申請)

申請者は、送客終了の日から14日以内または2024年3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書(兼交付申請書)(様式第4号)を連盟に提出しなければならない。なお、第10条による月次報告を要しない旅行商品の場合、同条第2項に掲げる書類を添付すること。

なお、電子メールへのファイル添付による提出も可能とする。

第12条(助成金の額の確定および交付)

- 1 連盟は、前条により提出された書類を審査し、旅行商品の実施が確認されたときは、助成金の額を確定し申請者に通知する。
- 2 助成金は、日本円で交付する。
- 3 連盟は、助成金を申請者が指定する銀行口座へ日本円で振り込む。
- 4 前項の送金に要する手数料は申請者が負担することとし、連盟は第1項により確定した助成額から送金に要する手数料を差し引いた金額を振り込む。なお、日本国外へ送金する場合、送金に要する手数料が高額となるため、申請者は注意すること。

第 13 条 (状況の照会)

- 1 連盟は、申請者に送客の状況等について照会する場合がある。
- 2 前項の照会があった場合、申請者は 10 日以内に回答すること。

第 14 条 (内定の変更)

前条第 2 項の回答があった場合、内容を考慮し助成の決定を変更する場合がある。

第 15 条 (内定の取り消しおよび交付金の返還)

- 1 内定を受けた申請者が、虚偽の記載により内定を受けたことが判明した場合、または、この要綱の規定に違反した場合、連盟は内定または交付決定を取り消すことができる。
- 2 前項の取り消しがあった場合、連盟は申請者に対し、既に交付した助成金の全部または一部を返還させることができる。

第 16 条 (助成金の経理等)

申請者は、助成金に関する経理を明確にするとともに、関係書類を善良な管理のもとに 5 年間保存しなければならない。

第 17 条 (その他)

この要綱に定めのない事項については、連盟が別に定める。

附 則

この要綱は、2023 年 1 月 27 日から施行する。